

■熊本市「土木工事における週休2日工事」実施要領の改定について

1. 目的

- 昨今、建設業界においては担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。
- そのため、建設業の就労環境の改善を図り、計画的に週休2日工事を推進することを目的として「週休2日工事」を実施するものである。

2. 適用時期：令和7年（2025年）10月8日の契約依頼分から対象とする。

3. 改定概要

（1）．完全週休2日の実現等の多様な働き方への支援

- 土木工事：**週単位の週休2日（完全週休2日）推進に向けた労務費等の補正係数を新設**
- 港湾工事：工期全体（通期）での週休2日の**間接費の補正係数を見直し**

（2）．工事費の積算

- 土木工事：月単位の「4週8休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて発注する。（設計金額5,000万円以上）
通期の「4週8休以上」の達成を前提として発注する。（設計金額5,000万円未満）
月単位の4週8休に満たない場合⇒月単位の補正係数を除した変更（減額）
週単位（完全週休2日）の4週8休を達成している場合⇒週単位（完全週休2日）の補正係数に変更（増額）
ただし、実施要領「第6条（1）受注者による意思表示の段階で週単位（完全週休2日）及び月単位の週休2日を協議し、認められた場合」のみが対象
- 港湾工事：工期全体（通期）での週休2日の間接費の補正係数を見直し

■工事費の積算							
		本改定(R7.10.8～)					
		通期		月単位		週単位(完全週休2日)	
		現場閉所	交替制	現場閉所	交替制	現場閉所	交替制
土木工事	労務費	補正なし	補正なし	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械経費(賃料)	補正なし	補正なし	補正なし	補正なし	補正なし	補正なし
	共通仮設費率	補正なし	補正なし	1.01	補正なし	1.02	補正なし
	現場管理費率	補正なし	補正なし	1.02	1.02	1.03	1.03
港湾工事	労務費	1.02	1.02				
	機械経費(賃料)	補正なし	補正なし				
	共通仮設費率	1.02	1.02				
	現場管理費率	1.03	1.03				

4. 工事成績評定：完全週休2日（現場閉所・交替制）も評価する。